

(厚生労働委員会)

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆

第三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被った精神的苦痛を慰謝するため、国外ハンセン病療養所に入所していた者に対し補償金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国外ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給

昭和二十年八月十五日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であつて、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日において生存しているもの(以下「国外ハンセン病療養所入所者」という。)に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

二、請求期限

国外ハンセン病療養所入所者による補償金の請求は、この法律の施行の日から起算して五年以内に行わ

なければならぬ。

三、補償金の額

国外ハンセン病療養所入所者に支給する補償金の額は、八百万円とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

五、経過措置

国外ハンセン病療養所入所者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であつて、この法律の施行前に、改正後に支給される補償金に相当する補償金を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律による改正後の規定を適用する。